

「週休2日交替制モデル工事」試行実施要領【一般土木・上下水道整備事業編】

令和7年9月29日 改正

(令和6年9月24日)

(目的)

第1 道路、河川等の公共性のある施設の維持管理は緊急性が高く、休日作業が必要な時もある。
また、社会的要請や現場条件の制約等を受ける工事は、現場閉所を行うことが困難な場合もある。
建設業の働き方改革を推進し、休日確保に向けた環境整備として、休日（土日、祝日、年末年始休暇、夏季休暇）に作業が必要な工事においても、技術者及び技能労働者が適切に休日の確保ができるよう、建設業者の施工体制等の実情を踏まえ、建設現場の週休2日の実現に取り組むものである。なお、「「週休2日交替制モデル工事」試行実施要領【農業農村整備事業編】、【森林整備保全事業編】」は別途定める。

(定義)

第2 この要領における用語の定義は下記のとおりとする。

(1) 週休2日交替制

- 1) 完全週休2日交替制とは、対象期間の全ての週において、技術者及び技能労働者が交替しながら1週間に2日間以上の休日を確保する取組をいう。
- 2) 月単位の週休2日交替制とは、対象期間の全ての月において、技術者及び技能労働者が交替しながら4週8休以上の休日を確保する取組をいう。
- 3) 通期の週休2日交替制とは、対象期間において、技術者及び技能労働者が交替しながら4週8休以上の休日を確保する取組をいう。

(2) 対象期間

工事着手日から工事完成日までの期間をいう。

なお、受注者の責によらず交替制による週休2日の実施が困難な期間は含まない。

(3) 工事着手日

実際の工事のための準備工事（調査、測量、現場事務所の設置等の現地での準備作業）を開始した日をいう。

(週休2日の達成判断)

第3 この要領における週休2日交替制の達成判断は下記のとおりとする。

- 1) 完全週休2日交替制とは、対象期間内の全ての週において、現場に従事した技術者及び技能労働者の平均休日数の割合（以下「休日率」という。）が、28.5%（2日／7日）以上の水準の状態をいう。
- 2) 月単位の週休2日交替制とは、対象期間内の全ての月において、現場に従事した技術者及び技能労働者の休日率が、28.5%（8日／28日）以上の水準の状態をいう。
- 3) 通期の週休2日交替制とは、対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者の休日率が、28.5%（8日／28日）以上の水準の状態をいう。

(対象工事)

第4 週休2日交替制モデル工事の対象工事は、宮崎市が発注する工事（営繕工事、農業農村整備工事及び森林整備保全工事は除く。）で「週休2日工事」としての発注が困難な工事とする。

ただし、技術者及び技能労働者の従事期間が1週間未満の工事は対象外とすることができる。

2 週休2日交替制モデル工事は、入札公告及び共通特記仕様書において、週休2日交替制モデル工事の試行対象である旨を記載するものとする。

＜入札公告記載例＞

○その他の事項

本工事は、週休2日交替制モデル工事の試行対象工事[一般土木・上下水道整備工事]である。

＜共通特記仕様書記載例＞

第〇〇条 休日の確保について（週休2日交替制モデル工事）【一般土木・上下水道整備事業編】

本工事は、週休2日交替制モデル工事の試行対象工事である。

試行にあたっては、『『週休2日工事』試行実施要領【一般土木・上下水道整備事業編】』に基づき行う。受注者は、工事着手前に週休2日交替制の取組について発注者と協議すること。

試行要領は、宮崎市ホームページから入手できる

(実施手続)

第5 この要領における実施手続は下記のとおりとする。

- 1) 受注者は、完全週休2日交替制の取組みについて、工事着手前に選択をし、選択結果について発注者と協議することとする。（月単位の週休2日交替制は必須）
- 2) 発注者は、書類の作成負担等を考慮し、休日率を確認できる資料等（休日実績が記載された工程表や休日等の作業連絡記録等）について受注者に提示を求め、休日率の状況を確認するものとする。
- 3) 発注者による休日率の確認は月1回程度を目安とする。
- 4) 受注者は、「週休2日交替制モデル工事」に取り組む旨を工事看板等に明示するものとする。
- 5) 「週休2日工事」試行実施要領に基づき発注した工事において、受注者から「週休2日交替制モデル工事」として実施したい旨の希望があり、工事着手前に発注者との協議が整った時は、「週休2日交替制モデル工事」の対象とすることができる。
- 6) 「週休2日交替制モデル工事」試行実施要領に基づき発注した工事において、受注者から「週休2日工事」として実施したい旨の希望があり、工事着手前に発注者との協議が整った時は、「週休2日工事」の対象とすることができる。
- 7) 「週休2日交替制モデル工事」試行実施要領にあてはまらない建設現場の場合は、受発注者双方で協議するものとする。

(工事費の積算)

第6 この要領における工事費の積算は下記のとおりとする。

(1) 補正方法

当初予定価格から完全週休 2 日交替制を達成した場合の補正係数を各経費に乘じるものとする。

なお、休日率の達成状況を確認後、完全週休 2 日交替制が未達成のもの又は工事着手前に受注者が完全週休 2 日交替制の取組を希望しないもの（完全週休 2 日交替制に取り組むことについて協議が整わなかったものを含む。）は、月単位の週休 2 日交替制の補正係数に変更し、約款第 24 条の規定に基づき請負代金額を変更するものとする。月単位の週休 2 日交替制が未達成のものについては、月単位の週休 2 日交替制の補正係数を除した変更を行うものとする。

受注者が、完全週休 2 日交替制の取組を希望しないもの（完全週休 2 日交替制の取組の協議が整わなかったものを含む。）については、契約締結後における直近の変更契約時に合わせて、月単位の週休 2 日交替制の補正係数への変更を行うものとする。

（2）補正係数

週休 2 日交替制モデル工事において、対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者の休日率に応じて、以下のとおり、それぞれの経費に補正係数を乗じるものとする。

【完全週休 2 日交替制モデル工事】

- ・労務費 ： 1. 0 2
- ・現場管理費率 ： 1. 0 3

【月単位の週休 2 日交替制モデル工事】

- ・労務費 ： 1. 0 2
- ・現場管理費率 ： 1. 0 2

※市場単価方式・土木工事標準単価による週休 2 日補正については、別表 1 及び別表 2 に示す補正係数を乗じるものとする。

市場単価方式により積算を行う工種については、当初から、加算率及び補正係数を乗じて算出した設計単価に、別表 1 に掲げる当該名称・区分の週休 2 日補正係数を乗じて積算する。

土木工事標準単価方式により積算を行う工種については、当初から、加算率及び補正係数を乗じて算出した設計単価に、別表 2 に掲げる当該名称・区分の週休 2 日補正係数を乗じて積算する。

（工事成績評定）

第 7 週単位の週休 2 日が達成された場合には、工事成績評定にて評価するものとする。ただし、契約後、提出された工程表が技術者及び技能労働者の月単位の週休 2 日交替制の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に月単位の週休 2 日交替制に取り組む姿勢が見られなかった場合については、内容に応じて、工事成績評定要領の考査項目「法令遵守等」の「その他理由」の項目において、点数 3 点を減ずる措置を行うものとする。なお、完全週休 2 日交替制に関する点数を減ずる措置は行わない。

(留意事項)

第8 週休2日交替制工事の実施にあたっては、次の点に留意するものとする。

- (1) 現場代理人（主任技術者又は監理技術者）が、休日中に作業が必要となる場合は、現場代理人若しくは以下のいずれかの者が発注者との連絡体制が確保されており、適切な施工ができる体制を確保することとする。
 - 1) 主任技術者又は監理技術者（現場代理人と兼務していない場合）
- (2) 発注者は、緊急時等やむを得ない場合を除き、受注者に対して休日の作業が発生するような指示及び依頼は行ってはならない。

附 則

- 1 この要領は、令和6年10月1日から施行し、令和6年10月1日以降に予算執行伺の決裁を受ける工事に適用する。
- 2 『「週休2日工事」試行実施要領（令和5年10月1日施行）』は廃止する。なお、この要領の施行前に、『「週休2日工事」試行実施要領（令和5年10月1日施行）』を適用した工事については、なお従前の例による。
- 3 この要領は、令和7年10月1日から施行し、令和7年10月1日以降に予算執行伺の決裁を受ける工事に適用する。
- 4 この要領の施行前に、『「週休2日交替制モデル工事」試行実施要領【一般土木・上下水道整備事業編】（令和6年10月1日施行）』を適用した工事については、なお従前の例による。

別表 1

市場単価方式の補正係数

名称	区分	補正係数			
		現場閉所		交替制	
		月単位	完全週休2日 (土日)	月単位	完全週休2日
鉄筋工		1.02	1.02	1.02	1.02
ガス圧接工		1.01	1.01	1.01	1.01
インターロッキングブロック工	設置	1.01	1.01	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.02	1.02	1.02
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.00	1.00	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02	1.02	1.02
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.00	1.00	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02	1.02	1.02
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.02	1.02	1.02	1.02
	撤去	1.02	1.02	1.02	1.02
防護柵設置工（落石防止柵）		1.01	1.01	1.01	1.01
防護柵設置工（落石防止網）		1.01	1.01	1.01	1.01
道路標識設置工	設置	1.00	1.00	1.00	1.00
	撤去・移設	1.01	1.01	1.01	1.01
道路付属物設置工	設置	1.01	1.01	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.02	1.02	1.02
法面工		1.01	1.01	1.01	1.01
吹付砕工		1.01	1.01	1.01	1.01
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.01	1.01	1.01	1.01
道路植栽工		1.02	1.02	1.02	1.02
公園植栽工		1.02	1.02	1.02	1.02
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.01	1.01	1.01	1.01
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.02	1.02	1.02	1.02
橋面防水工		1.01	1.01	1.01	1.01
薄層カラー舗装工		1.00	1.00	1.00	1.00
グルーピング工		1.00	1.00	1.00	1.00
軟弱地盤処理工		1.01	1.01	1.01	1.01
コンクリート表面処理工（ウォータージェット工）		1.01	1.01	1.01	1.01

別表 2

土木工事標準単価の補正係数

名称	区分	補正係数			
		現場閉所		交替制	
		月単位	完全週休2日 (土日)	月単位	完全週休2日
区画線工		1.02	1.02	1.02	1.02
高視認性区画線工		1.02	1.02	1.02	1.02
橋梁塗装工		1.01	1.01	1.01	1.01
構造物とりこわし工	機械	1.01	1.01	1.01	1.01
	人力	1.02	1.02	1.02	1.02
コンクリートブロック積工		1.02	1.02	1.02	1.02
排水構造物工		1.02	1.02	1.02	1.02
鋼製排水溝設置工		1.02	1.02	1.02	1.02
表面被覆工（コンクリート保護塗装）	固定足場	1.01	1.01	1.01	1.01
	高所作業車	1.01	1.01	1.01	1.01
表面含浸工	固定足場	1.02	1.02	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02	1.02	1.02
連続繊維シート補強工	固定足場	1.02	1.02	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02	1.02	1.02
剥落防止工（アラミドメッシュ）	固定足場	1.02	1.02	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02	1.02	1.02
漏水対策材設置工	固定足場	1.02	1.02	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02	1.02	1.02
防草シート設置工		1.01	1.01	1.01	1.01
紫外線硬化型 FRP シート設置工（ポリエステル樹脂）	固定足場	1.01	1.01	1.01	1.01
	高所作業車	1.01	1.01	1.01	1.01
塗膜除去工		1.02	1.02	1.02	1.02
バキュームブラスト工		1.01	1.01	1.01	1.01
道路反射鏡設置工	設置	1.00	1.00	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02	1.02	1.02
仮設防護柵設置工（仮設ガードレール）		1.02	1.02	1.02	1.02
機械式継手工		1.02	1.02	1.02	1.02
抵抗板月鋼製杭基礎工		1.01	1.01	1.01	1.01
ノンコーキング式コンクリートひび割れ誘発目地設置工		1.01	1.01	1.01	1.01
FRP 製格子状パネル設置工		1.00	1.00	1.00	1.00
侵食防止用植生マット工（養生マット工）		1.02	1.02	1.02	1.02
支承金属溶射工		1.02	1.02	1.02	1.02

耐圧ポリエチレンリブ管（ハウエル管）設置工		1.02	1.02	1.02	1.02
フレア溶接工		1.02	1.02	1.02	1.02
H 型ボラード設置工		1.01	1.01	1.01	1.01
橋梁用水切り材設置工	固定足場	1.02	1.02	1.02	1.02
	作業車	1.02	1.02	1.02	1.02